

## ○菊池市企業誘致促進補助金交付要綱

平成18年3月30日

告示第18号

改正 平成19年告示第19号

平成21年告示第60号

平成25年告示第14号

平成27年告示第20号

平成28年告示第1号

令和3年3月24日告示第44号

令和4年4月1日告示第69号

令和4年6月16日告示第138号

令和6年3月29日告示第163号

令和8年1月9日告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に立地を図る企業に対して助成措置を行い、本市経済の発展、産業の振興、雇用機会の増大を図るため、その企業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)で大分類が製造業に属する業種をいう。
- (2) 道路貨物運送業 日本標準産業分類で大分類が運輸業、郵便業のうち、中分類が道路貨物運送業に属する業種をいう。
- (3) 倉庫業 日本標準産業分類で大分類が運輸業、郵便業のうち、中分類が倉庫業に属する業種をいう。
- (4) こん包業 日本標準産業分類で大分類が運輸業、郵便業のうち、中分類が運輸に附帯するサービス業で、小分類がこん包業に属する業種をいう。

- (5) 卸売業 日本標準産業分類で大分類が卸売業、小売業のうち、小売業に属さない業種をいう。
- (6) 事業所等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の事業の用に供するために設置する事業所及び工場をいう。
- (7) 投下固定資産額 事業所等に必要な地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する固定資産のうち、土地を除いた固定資産で、固定資産台帳の取得価額をいう。
- (8) 新規雇用者 事業所等の操業開始に伴い、用地の取得後、当該事業所等に新たに従事する者で雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。ただし、市内の別の事業所等から配置転換した者は除く。
- (9) 新設 新たに市内に事業所等を設置することをいう。
- (10) 増設及び移設 市内に事業所等を有する者が、規模の拡大又は移転のために事業所等を設置することをいう。

(補助対象者)

第3条 新設に伴う補助金の補助対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 市内で新たに10,000平方メートル以上の用地を取得し事業所等を設置するもので、事業所等の立地が当該地域の土地利用計画に適合するものであること。
- (2) 用地の取得後3年以内に事業所等の建設工事に着手していること。
- (3) 事業所等の投下固定資産額が2億円以上であること。
- (4) 新規雇用者が10人以上であること。
- (5) 事業所等の建設及び事業の実施に当たり、公害を発生するおそれのないもの又は公害発生防止に必要な措置を講じてあり、公害防止に関する法令、その他関係法令に違反しないこと。

2 増設及び移設に伴う補助金の補助対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 市内で新たに5,000平方メートル以上の用地を取得し事業所等を設置するもので、事業所等の立地が当該地域の土地利用計画に適合するものであること。
- (2) 用地の取得後3年以内に事業所等の建設工事に着手していること。

- (3) 事業所等の投下固定資産額が1億円以上であること。
- (4) 新規雇用者が10人以上であること。
- (5) 事業所等の建設及び事業の実施に当たり、公害を発生するおそれのないもの又は公害発生の防止に必要な措置を講じてあり、公害防止に関する法令、その他関係法令に違反しないこと。
- (6) 増設及び移設に関して、第6条第1項第1号の規定による用地取得補助金の交付を受けていないこと。

(対象事業所の指定)

第4条 市長は、新設、増設又は移設された事業所等が前条に該当するときは、当該事業所等をこの要綱を適用する事業所等(以下「対象事業所」という。)として指定する。

2 前項による対象事業所の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業所等の操業開始前30日までに対象事業所指定申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

3 前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による指定をしたときは、当該申請者に対し、対象事業所指定書(様式第2号)を交付するものとする。

(事業開始の報告)

第5条 対象事業所指定書の交付を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、対象事業所の操業開始後10日以内に事業開始報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の種類及び補助金の額)

第6条 補助金の種類及び補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 用地取得補助金 製造業を営む対象事業所が取得した用地の価格に100分の30を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)とし、1指定事業所当たり2億円を上限とする。
- (2) 雇用促進補助金 対象事業所で新規に従業員を雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用を継続する従業員のうち、市内に住民票を有する従業員の数に30万円を乗じて得た額とし、1指定事業所当たり600万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、菊池市企業誘致促進補助金交付申請書

(様式第4号)に事業実績報告書(様式第5号)を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出期限は、用地取得補助金については当該対象事業所の操業開始後1年以内、雇用促進補助金については、操業の日から1年を経過した日を基準として1年以内とする。

(補助金の交付決定及び額の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請書及び事業実績報告書を受理したときは、当該申請に係る書類及び実地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、補助金額を確定するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定及び補助金額が確定したときは、申請者に対し交付決定兼補助金額確定通知書(様式第6号)を交付する。

- 3 第1項の規定による補助金の交付は、市長が指定する期間内に分割して交付することができる。

- 4 申請者が前項の規定により定められた期間内において、対象事業所を廃止したときは、当該廃止した年度以後の補助金の交付を行わないものとする。

(補助金の請求等)

第9条 補助金の請求書は、菊池市企業誘致促進補助金交付請求書(様式第7号)によるものとする。

(財産処分の制限)

第10条 財産の処分を制限する期間は、次のとおりとする。

財産名	財産の処分を制限する期間
第3条第1項第1号又は同条第2項第1号に規定する新たに取得した用地	土地売買契約後10年間

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、若しくは停止し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 対象事業所を事業のために使用せず、他の用途に供したとき。

- (2) 対象事業所の事業を休止又は廃止したとき。
- (3) 対象事業所の指定の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正の行為により対象事業所の指定若しくは補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(関係書類の保管期間)

第12条 関係書類の保管期間は、10年とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(この要綱の失効及び検討)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成19年告示第19号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第60号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年告示第20号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年告示第1号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第44号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年告示第69号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第138号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年告示第163号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和8年告示第3号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の菊池市企業誘致促進補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和7年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に操業を開始し、施行日以後に新要綱第4条第1号の規程による指定を受ける事業者等に係るこの要綱の適用については、同条第2項中「操業開始前30日まで」とあるのは、「令和8年1月9日から30日以内」とし、新要綱第5条中「操業開始後10日」とあるのは、「令和8年1月9日から30日」とする。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の菊池市企業誘致促進補助金交付要綱第4条第1項の規定による指定を受けた者の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

対象事業所指定申請書

菊池市長 様  
(申請者)所在地  
名称  
代表者氏名

菊池市企業誘致促進補助金交付要綱第4条第2項の規定により、対象事業所等として指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業所等の名称
- 2 事業所等の所在地
- 3 本社の所在地
- 4 代表者氏名
- 5 事業種目
- 6 設置に要する資金総額
- 7 投下固定資産額(土地代を除く。)
- 8 事業用地の新規取得面積及び取得額
- 9 常時雇用する従業員数(うち新規雇用者数)
- 10 操業開始予定年月日 年 月 日

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

対象事業所指定書

様

菊池市長 印

菊池市企業誘致促進補助金交付要綱第4条第3項の規定により、対象事業所として下記のとおり指定します。

記

- 1 事業所等の名称
- 2 事業所等の所在地
- 3 本社の所在地
- 4 代表者氏名
- 5 事業種目
- 6 指定の条件

- (1) 年 月 日申請に係る施設等に適用します。
- (2) 公害関係法令の規定に違反し、勧告及び改善命令に従わない場合には、対象事業所の指定を取り消します。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

事業開始報告書

菊池市長 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け第 号で菊池市企業誘致促進補助金交付要綱第4条第1項の規定による対象事業所として指定を受けました当事業所等は下記のとおり事業を開始しましたので報告します。

記

- 1 事業所等の名称
- 2 事業所等の所在地
- 3 着工年月日
- 4 完了年月日
- 5 操業開始年月日
- 6 操業開始時における従業員数

	区分	総員数	男	女
	現在の従業員数	人	人	人
	今回新規採用予定者数	人	人	人
	上記のうち市内居住者数	人	人	人

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

菊池市企業誘致促進補助金交付申請書

菊池市長 様

申請者 所在地

名称

代表者氏名

菊池市企業誘致促進補助金として、金 \_\_\_\_\_ 円  
を交付されるよう菊池市補助金等交付規則第3条及び菊池市企業誘致促進補助  
金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象事業所指定書の日付及び番号
- 2 事業種目
- 3 対象事業所の名称
- 4 対象事業所の所在地
- 5 操業開始年月日
- 6 補助金算出基礎

- ① 事業用地の取得面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- ② 事業用地の土地売買契約額 \_\_\_\_\_ 円
- ③ 投下固定資産額 \_\_\_\_\_ 円
- ④ 新規雇用者数 \_\_\_\_\_ 人

(内訳)

ア	市内での新規雇用による者 ( 人)	人
イ	市外からの配置転換による者 ( 人)	人

( )は、うち雇用保険被保険者

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

事業実績報告書

菊池市長 様

申請者 所在地

名称

代表者氏名

菊池市企業誘致促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象事業所指定書の日付及び番号
- 2 事業種目
- 3 対象事業所の名称
- 4 対象事業所の所在地
- 5 補助金額算出基礎

	投下固定試算額(千円)		区分	総員
	所要額	支払済額		
土地			新規部分	
建物			合計	
構築物				
機械装置				
試験器具				
その他				
合計				

様式第6号(第8条関係)

交付決定兼補助金額確定通知書

菊池市指令第 号

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました菊池市企業誘致促進補助金  
については、菊池市補助金等交付規則第4条の規定により、金 円  
の交付が決定し、補助金額が確定しましたので通知します。

年 月 日

菊池市長 印

補助の条件

- (1) 菊池市企業誘致促進補助金交付要綱に違反しないこと。
- (2) 本補助金については、菊池市監査委員の監査があること。

様式第7号(第9条関係)

菊池市企業誘致促進補助金交付請求書

年 月 日付け菊池市指令第 号で交付確定の通知があった菊池市企業誘致促進補助金として、下記金額を請求します。

記

請求額	金	円
口座振替払	銀行・農協・信用金庫 本 支店	
	預金種目	
	口座番号	
	口座名義人	

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

菊池市長 様

書類の提出方法	紙・電子メール
---------	---------

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

※書類発行責任者と担当者は、同一人物でも可能です。

※書面の真正性（請求内容が正しいかどうか）を担保するため電話等で確認を行う場合があります。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)